

生総．営1第1042号

令和5年4月6日

令和5年5月31日まで保存

一般社団法人東京都警備業協会

会長 村井 豪 殿

警視庁生活安全部
生活安全総務課長



G7広島サミット等の開催に伴う適正な警備業務の実施について（要請）

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月19日から21日まで、広島県広島市内においてG7広島サミットが開催されます。

主要国首脳が一堂に会するサミットは、テロ組織等にとって、その主義主張や存在をアピールする格好の機会になっており、過去には国内において、サミット開催年に市民を狙ったテロが発生しています。

都内においては、各国の関連施設等が多数所在しており、これらの施設等を狙ったテロ等の発生が懸念される極めて厳しい情勢であります。よって、今回の開催に際し、警視庁としては、総力を挙げて諸対策を推進し警備の万全を期すこととしています。

貴協会におかれましても、現下の厳しい情勢を御理解いただき、会員企業様に対しまして、警戒警備の徹底と適正な警備業務の実施により、テロ等の不法事案の未然防止を御指導いただくようご協力をお願いいたします。

特に、関連施設等の警備に従事する場合は、別添「留意事項」の周知徹底に努めていただき、警戒警備の万全を期するよう重ねてお願い申し上げます。

留 意 事 項

1 従事する警備員の選定

関連施設等の警備業務に従事する警備員については、不法事案発生の際に臨機応変に対応できるなど、当該業務の経験が豊富で資質の高い者を選出する。また、新たに警備員を採用する際には、警備業法第14条の規定に基づき、身元の確認に必要な調査を徹底する。

2 テロ等の不法事案に対する対応要領等の指導の徹底

従事する警備員に対しては、今回の来日を見据え、最近のテロ事案を踏まえた対応要領等についての指導を行い、不審者等の早期発見に努める。また、不法事案発生の際の警戒要領等についての指導を徹底する。

3 見せる警戒の励行

従事する警備員に対しては、効果的な位置での警戒や積極的な声かけ等、いわゆる見せる警戒を励行し、不法事案の防止に努める。

4 不審動向等の早期通報

警備業務を通じて知り得た不審者、不審車両、不審物件等に関する情報は、細大漏らさず速やかに警察に通報すること。

5 身分証明書の携帯の徹底

従事する警備員に対しては、勤務中、必ず身分証明書を携帯させ、身分関係を明らかにする。